

会津坂下町新型コロナウイルス感染症 対策本部からのお知らせ

令和2年10月22日号
発行：会津坂下町 新型コロナウイルス
感染症対策本部
制作：政策財務課 政策企画班

町民の皆さまへ

県内において、10月に入ってから15日までに、94名の感染が確認されています。感染者数はわずか半月で、1か月間で過去最多となった先月の92名を上回り、依然として厳しい状況が続いています。特に郡山市における感染のスピードが急速に増していることから、国・県による感染経路の分析や対策が講じられています。今回のクラスター対策班による分析結果を踏まえ、町民の皆さんは、特に重要な4つについてご注意いただくようお願いいたします。1つ目は「飲酒を伴う懇親会」、2つ目は「大人数や深夜におよぶ飲食」、3つ目は「大人数やマスクなしでの会話」、4つ目は「仕事後や休憩時間」です。こうした場面において、ある程度の時間、マスクを外し、近い距離で会話することは、感染リスクが高くなりやすいと指摘されています。町民の皆さんには、改めて一人ひとりの慎重な行動をお願いいたします。「ウィズコロナ」においては、誰もが新型コロナウイルスに感染する可能性があります。医療従事者や感染症対策に携わる方々、感染された方やそのご家族に対する差別、誹謗中傷は絶対になさらないよう、お願いいたします。町は様々な機会において、注意喚起を行い、強い危機意識とスピード感を持って感染拡大防止にしっかりと取り組んでまいります。

会津坂下町新型コロナウイルス感染症対策本部長
会津坂下町長

齋藤 文英

感染症に関する相談は下記までお願いします

(感染の疑いがある場合は「帰国者・接触者相談センター」までご相談ください)

相談種別	受付時間	電話番号
町相談窓口 (生活課 福祉健康班)	平日 午前8時30分～午後5時15分	☎93-6169
帰国者・接触者相談センター	24時間(平日・土日祝日を含む)	☎0120-567-747
福島県一般相談 (コールセンター)	平日 午前8時30分～午後9時 土日祝日 午前8時30分～午後5時15分	☎0120-567-177 FAX 024-521-7926

新型コロナウイルス感染症の町内発生状況について

町ホームページでお知らせしています。下記より検索いただくか、右のQRコードをスマートフォンで読み込んでください。

【町ホームページ】[会津坂下町 新型コロナ 発生状況](#) 検索

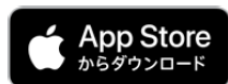
<https://www.town.aizubange.fukushima.jp/soshiki/27/10993.html>



▲スマホからはコチラ

新型コロナウイルス接触確認アプリのインストールをお願いします！

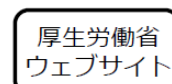
iPhoneの方はこちら



Androidの方はこちら



詳しくはこちら



内閣官房

新型コロナウイルス感染症対策推進室
情報通信技術(IT)総合戦略室

▼各課からのお知らせは裏面をご覧ください。

各課からのお知らせ

重要全町民へのインフルエンザ予防接種費用の助成を実施します（今年度限定）

対象者 生後6か月以上の全町民（接種日時点で当町に住民票がある方）

助成期限 令和3年1月31日（日）まで **助成額** 2,520円（高齢者施設入所者は1,730円）

●接種を希望される方は直接医療機関を受診してください。接種料から助成額を除いた金額を医療機関にお支払ください。（会津坂下町、会津若松市、喜多方市の医療機関で接種する方は、事前に下記までお問い合わせください。）

※65歳以上の方以外は、10月26日（月）以降の接種をお願いします。

※お子様には10月中に保育所、幼稚園、学校にて予診票が配付されます。

問 生活課 福祉健康班 ☎ 93-6169

糸桜里の湯でのチケット使用に関するお願い

原課作成中

営業自粛協力金事業者応援金

対象者 緊急事態措置の期間中、令和2年4月21日から令和2年5月15日までの間、定休日を除く3日間以上、町内の施設の休止や営業時間の短縮対策をした事業者

補助額 ●休止をした施設を自己所有…5万円

●休止をした施設を1か所賃貸…10万円

●休止をした施設を複数箇所賃貸…15万円

提出書類 ①申請書 ②本人確認書類写し（運転免許証など）
③確定申告書写し ④各種営業届出許可証
⑤休業・時短営業の実態が分かる書類
⑥通帳写し

申請期限 10月30日（金） ※郵送提出可

感染防止対策事業者応援金

対象者 町内で感染防止対策を行って商売をしている各種事業者・法人
※現在、対策している方も申込み可
※町独自支援のため、国・県の支援策と重複して申請可

補助額 3万円

提出書類 ①申請書 ②本人確認書類の写し（運転免許証など） ③確定申告の写し
④感染防止対策取り組みが確認できる書類（写真・チラシなど）
⑤通帳写し

申請期限 10月30日（金） ※郵送提出可

学生生活支援事業「ふるさと産品贈呈」（第2弾）

対象者 町内出身の大学生・大学院生・短大生・専門学生・予備校生（県内外を問わず）で、保護者が町内在住の方 ※前回応募した方も、再度応募可

支援品 新米、りんご、ヨーグルトセット、醤油、味噌など

提出書類 ①申込書 ※役場東分庁舎で配付。町ホームページからダウンロード可。 [会津坂下町 ふるさと産品贈呈](#) [検索](#)
②学生証（在学証明書）写し ※前回申込者省略可

申請者 本人または保護者（親、祖父母、兄弟など）

申請期限 11月30日（月）（郵便、メール、FAXで申請可能）

郵送先 〒969-6543 会津坂下町字市中二番甲 3650 番地

問/申込 産業課 商工観光班（東分庁舎） ☎ 83-5711 FAX83-5713

E-mail : gakusei@town.aizubange.fukushima.jp

学生等就学継続支援給付金

対象者 町内出身の大学生・大学院生・短大生・専門学生・予備校生（県内外を問わず）で、保護者が町内在住の方

給付額 3万円 **提出書類** ①申請書 ※町ホームページからダウンロード可。 [会津坂下町 学生支援 給付金](#) [検索](#)
②学生証（在学証明書）写し ③通帳写し

申請者 本人または保護者（親、祖父母、兄弟など） **申請期限** 11月30日（月） ※郵送提出可

郵送先 〒969-6592 会津坂下町字市中三番甲 3662

問/申込 政策財務課 政策企画班（本庁舎内北庁舎3階） ☎ 84-1504